

A large circular illustration on a light green background, divided into concentric white circles. It depicts a diverse group of people of various ages and genders engaged in different activities, symbolizing a vibrant community. In the center, a woman in a pink apron has her arms raised in a joyful gesture. Surrounding her are people walking, gardening, playing, and interacting. At the bottom, a family (grandfather, grandmother, father, mother, and child) is shown together, with the grandfather in a wheelchair. Other scenes include people dining at a table, painting, and playing sports. The overall theme is social connection and community life.

社会福祉法人飛島村社会福祉協議会

計画の趣旨

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法第107条により、市町村は「地域福祉計画」の策定が努力義務とされています。また、令和2年6月の社会福祉法改正により、制度の枠組みに縛られることなく、制度の狭間の人や複合的な課題を抱えた人にも対応できる包括的な支援体制（重層的支援体制）を構築していくことが求められています。

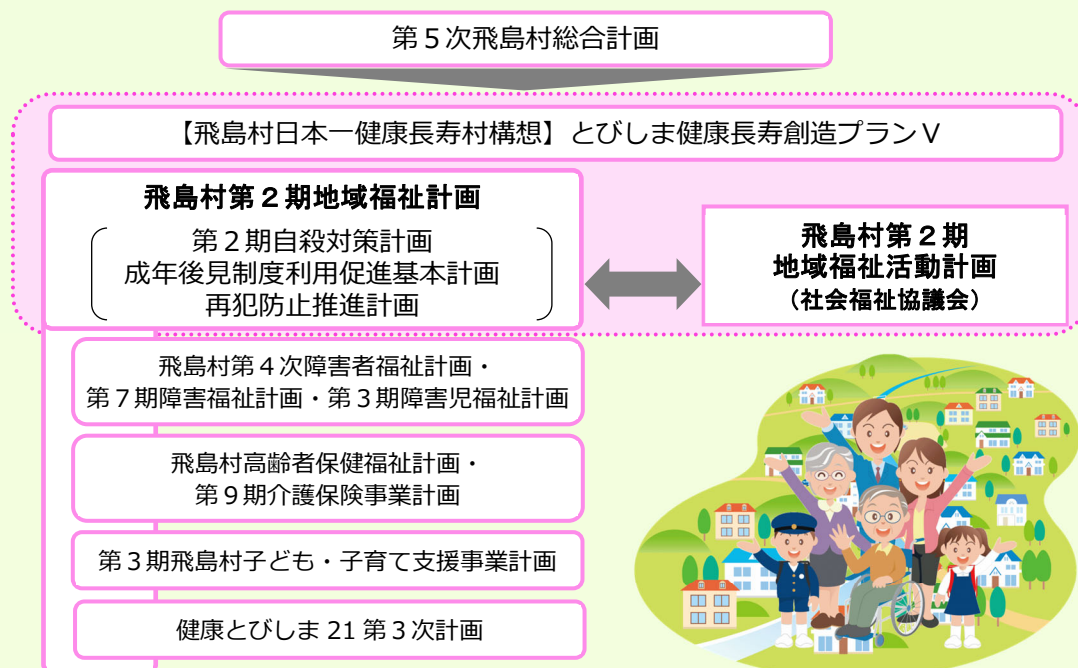
本村においては、平成30年度に飛島村と飛島村社会福祉協議会が協働で、「飛島村第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。第1期計画が令和6年度で終了するため、新たに第2期計画を策定しました。

計画の位置づけ

○ 計画の性格

この計画は、「市町村地域福祉計画」として、本村における地域福祉の基本的施策の方針を定めるとともに、「市町村自殺対策計画」、成年後見制度利用促進に関する施策についての「基本的な計画」および「地方再犯防止推進計画」の内容を盛り込んでいます（このうち、飛島村第2期自殺対策計画については、別途概要版を作成しています）。さらに、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携等に関する事項を含んでいます。

また、この計画は、第5次飛島村総合計画を上位計画とし、村の他計画との整合性を図り策定しました。



○ 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和12年度の6年間とします。また、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

飛島村の地域福祉の課題

(1) 地域社会の活性化と新たなつながりの促進 ① 交流の機会の促進 ② 若者や転入者の地域参加機会の促進 ③ 多世代間の交流促進	(2) 世代別および個別支援の強化 ① 教育機会の充実 ② 働き世代や若者への支援 ③ 認知症の人や独居者への個別支援	(3) 村独自の魅力向上と情報伝達の強化 ① 独自の魅力の向上 ② 情報伝達のシステム構築 ③ 活動の広報と参加促進
---	---	--

施策の体系

基本理念	共に生き 共に支え合い みんなが輝く いつまでも安心して暮らせる村 とびしま		
主要な課題	●地域社会の活性化と新たなつながりの促進 ●世代別および個別支援の強化 ●村独自の魅力向上と情報伝達の強化		
基本目標	基本目標 1 みんなが主役、支え合いの地域づくり	基本目標 2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり	基本目標 3 みんなが安全に暮らせる環境づくり
施策の方向性	(1) 地域共生社会の理念の普及・啓発 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア・NPOの育成 (4) 地域における交流活動の推進 (5) 高齢者や障がいのある人の能力活用 (6) 地域における支え合い活動の充実	(1) 包括的な相談体制の構築 (2) 情報提供の充実 (3) 地域連携ネットワークの充実 (4) 権利擁護体制の確立	(1) 地域における拠点の充実 (2) 生活困窮者の自立支援 (3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保 (4) 社会復帰をめざす人への支援【飛島村再犯防止推進計画】 (5) 災害時支援の充実 (6) 地域防犯活動の推進 (7) 自殺予防のための周知・啓発【飛島村第2期自殺対策計画】

施策の展開

基本目標 1 みんなが主役、支え合いの地域づくり

(1) 地域共生社会の理念の普及・啓発

【住民の取組】

- ☐ すべての住民が同じ地域に住む仲間であることを意識します。
- ☐ 隣近所の見守りや地域における福祉活動など、住民同士の支え合いを心がけます。
- ☐ 地域にはどんな人が住んでいて、どんな社会的な資源があるのか関心を持ちます。

【村・社会福祉協議会の取組】

- 「地域共生」の理念の周知
- 地域共生社会の実現に向けた包括的なネットワークの構築

(2) 福祉教育の推進

【住民の取組】

- ☐ 団体や社会福祉協議会、学校等が実施する福祉教育に参加し、福祉意識を高めていきます。

【村の取組】

- 福祉教育の充実
- 広報を通じた人権啓発の充実
- 民生委員・児童委員に対する研修の充実

【社会福祉協議会の取組】

- 学校等における福祉教育の充実
- 地域における福祉教育の充実

(3) ボランティア・NPOの育成

【住民の取組】

- ☐ 地域の課題や問題を解決するにはどんな活動が必要であるかを考えます。
- ☐ ボランティア活動に関する研修・講習会に参加します。
- ☐ NPO法人（特定非営利活動法人）の特徴や何ができるかを学びます。

【村の取組】

- ボランティアに関する情報提供の充実
- 地域の担い手育成
- ボランティア体験機会の創出
- NPO法人の育成と活動支援

【社会福祉協議会の取組】

- ボランティア体験機会の創出
- ボランティアの機能強化
- ボランティア養成講座等の充実
- 社会福祉協議会の基盤強化

(4) 地域における交流活動の推進

【住民の取組】

- ☐ 地域の行事に積極的に参加します。
- ☐ 子どもが高齢者や障がいのある人と自然に交流できる機会・場をつくれます。
- ☐ 多世代で参加できる行事を増やします。

【村の取組】

- 多世代交流等の推進
- 交流の場・交流イベントの活性化
- 「通いの場」を通じた交流の推進
- 飛鳥学園を中心とした交流の推進

【社会福祉協議会の取組】

- 交流の場づくり
- 障がいのある人等の交流の促進
- 施設を拠点とした交流の推進

(5) 高齢者や障がいのある人の能力活用

【住民の取組】

- ☐ 地域住民すべてが、地域を支える大切な担い手であることを理解して、支え合いながら地域づくりを進めます。
- ☐ 自分の持てる技術や経験を地域活動に役立て、次の世代に継承していきます。

【村の取組】

- 障がいのある人の就労の促進
- 高齢者の能力活用の促進
- 高齢者によるボランティアの促進
- 誰もが気軽に参加できる環境づくり

【社会福祉協議会の取組】

- 地域住民の能力活用の促進
- 障がいのある人の能力活用の促進

(6) 地域における支え合い活動の充実

【住民の取組】

- 地域のために自分ができることを考えます。
- 困りごとを抱えた人や見守りが必要な人がいないか、目を配ります。

【村の取組】

- 見守り体制の充実
- 地域の見守りに関する啓発
- 支援を必要とする人と担い手をつなぐ仕組みづくり

【社会福祉協議会の取組】

- 暮らしのおたすけ隊の充実
- 赤い羽根共同募金の活用



基本目標 2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり

(1) 包括的な相談体制の構築

【住民の取組】

- 悩み事や心配事を打ち明けられるような近所づきあいを心がけます。
- 近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生委員・児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。
- 広報誌やホームページなどで相談窓口の把握に努めます。

【村の取組】

- 重層的支援体制の構築
- 包括的な相談支援の推進
- 多機関協働での支援体制の整備
- 相談窓口の周知

【社会福祉協議会の取組】

- 住民に寄り添った相談窓口の周知
- 相談支援体制の強化

(2) 情報提供の充実

【住民の取組】

- 村の広報誌やホームページ、社協だよりなどの情報媒体を積極的に活用して日常生活に必要な情報の収集に努めます。
- 福祉サービスなどの必要な情報が必要な人に届くよう、地域住民同士の交流を深めます。

【村の取組】

- 情報提供の充実
- 人を介した情報提供の充実
- 障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供の充実

【社会福祉協議会の取組】

- 福祉サービスや事業ごとの情報提供の充実



(3) 地域連携ネットワークの充実

【住民の取組】

- 地域のさまざまな団体がお互いの活動を理解し、積極的に協働します。

【村の取組】

- 地域の各種団体等への支援
- 民生委員・児童委員との連携強化
- 切れ目のない支援

【社会福祉協議会の取組】

- チーム支援の強化

(4) 権利擁護体制の確立

【住民の取組】

- 成年後見制度をはじめ権利擁護に関する制度の理解をし、住民の立場でできることを積極的に取り組みます。
- 地域において高齢者、障がいのある人、こどもなどに対する虐待を見逃さないようにし、必要に応じて村へ通報します。

【村の取組】

- 海部南部権利擁護センターを中心とした権利擁護の推進
- 成年後見制度の充実
- 虐待防止対策の推進
- 地域の見守り体制の強化
- 成年後見制度利用促進基本計画の推進

【社会福祉協議会の取組】

- 日常生活自立支援事業の周知



基本目標 3

みんなが安全に暮らせる環境づくり

(1) 地域における拠点の充実	
【住民の取組】 ☐ 自分の住んでいる地域に関心を持って、自治会の活動に積極的に参加します。 ☐ 地域住民が集まる場については、高齢者、障がいのある人、子育て中の親子など、誰もが参加しやすい環境づくりを心がけます。	
【村の取組】 ■ 自治会への加入促進 ■ 地域における課題の共有化 ■ 生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の充実	【社会福祉協議会の取組】 ■ 地域福祉活動の「見える化」の推進 ■ 生活支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進
(2) 生活困窮者の自立支援	
【住民の取組】 ☐ 地域において生活に困った人や見守りが必要な人はいないか目を配ります。 ☐ 生活困窮者への理解を示し、地域行事への参加を呼びかけます。	
【村の取組】 ■ 生活困窮者自立支援制度の充実 ■ 生活困窮者自立支援制度の周知	【社会福祉協議会の取組】 ■ 生活困窮者への早期支援 ■ 生きづらさを抱えている人に寄り添った支援の推進
(3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保	
【住民の取組】 ☐ 移動や外出で困難を感じている人がいることを知り、地域住民の支え合いでできる支援を考えます。	
【村の取組】 ■ 高齢者や障がいのある人の外出支援サービスの充実 ■ 公共交通機関の利便性の確保	【社会福祉協議会の取組】 ■ 暮らしのおたすけ隊の充実【再掲】 ■ 福祉用具の貸出し支援の充実
(4) 社会復帰をめざす人への支援【飛島村再犯防止推進計画】	
【住民の取組】 ☐ 犯罪から立ち直ろうとする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちます。 ☐ 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげます。	
【村の取組】 ■ 再犯防止への取り組みの推進 ■ 「社会を明るくする運動」の継続実施 ■ 地域と連携した取組の実施 ■ 関係機関との連携の強化	【社会福祉協議会の取組】 ■ 必要な支援や相談が受けられ、保健医療、福祉サービスの利用につなぐ支援
(5) 災害時支援の充実	
【住民の取組】 ☐ 日頃の近所づきあいなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。 ☐ 自治会や自主防災組織が中心となり、地域住民が協力して避難行動が難しい人を支援する体制の構築に努めます。 ☐ 地域の防災訓練に積極的に参加します。	
【村の取組】 ■ 避難行動要支援者（要配慮者）の支援 ■ 福祉避難所の整備 ■ 自主防災の推進 ■ 地域防災体制の強化 ■ 防災活動の普及啓発 ■ 地域防災のネットワークづくり	【社会福祉協議会の取組】 ■ 災害ボランティアセンターの体制強化 ■ 災害救援活動への相互応援 ■ 障がいのある人の避難生活体験

(6) 地域防犯活動の推進	
【住民の取組】 ☐ 防犯に対する意識を高めます。 ☐ 日ごろから隣近所の人と声をかけ合います。	
【村の取組】 ■ 消費者被害対策の強化 ■ 消費者トラブルに対する相談支援	【社会福祉協議会の取組】 ■ 地域における防犯対策
(7) 自殺予防のための周知・啓発【飛島村第2期自殺対策計画】	
【住民の取組】 ☐ 身近な人のこころの不調や体調不良等の自殺のサインに気付き、寄り添い見守りながら、適切な支援につなげられるよう心がけます。 ☐ 自殺予防やこころの健康に関する正しい知識を身につけます。	
【村・社会福祉協議会の取組】 ■ 自殺予防に関する情報提供 ■ ゲートキーパーの養成 ■ 自殺未遂者や自死遺族等への支援	

基本目標の達成に向けた指標

【基本目標1 みんなが主役、支え合いの地域づくり】

区 分	基準値	目標値
	令和6年度	令和12年度
くらしのおたすけ隊の活動者としての登録人数（人）	15	17
住んでいる地域で問題や困りごとが生じた場合に「住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合※（％）	27.0	35.0

【基本目標2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり】

区 分	基準値	目標値
	令和6年度	令和12年度
村の窓口や飛島村社会福祉協議会などの現在の相談支援体制に〈満足〉（「満足している」＋「おおむね満足している」）と回答した人の割合※（％）	34.3	45.0
成年後見制度を「名前も内容も知っている」と回答した人の割合※（％）	30.3	40.0

【基本目標3 みんなが安全に暮らせる環境づくり】

区 分	基準値	目標値
	令和6年度	令和12年度
高齢者や障がいのある人、こども、外国人などにとって住みやすい村だと〈思う〉（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した人の割合※（％）	29.6	40.0
避難行動要支援者名簿を「名前も内容も知っている」と回答した人の割合※（％）	14.7	20.0

（注）※は「飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査」により把握

成年後見制度利用促進基本計画

本村は、同じ海部南部圏域に属する弥富市、蟹江町と協力、連携して成年後見制度の利用促進に取り組んでおり、その中核機関として3市町村が共同で設置した海部南部権利擁護センターを位置づけています。このような背景のもと、成年後見制度利用促進基本計画について広域で協議し、海部南部圏域における成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

今後も弥富市、蟹江町と連携を深めつつ、成年後見制度の利用促進や権利擁護に関する各種事業を実施し、成年後見制度利用促進基本計画を推進していきます。

○成年後見制度利用促進基本計画の体系図

基本理念

誰もが住み慣れた地域で
安心して自分らしく暮らし続けることができ、
すべての人に役割と居場所があるまちづくり

基本目標 1

権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

基本目標 2

権利擁護に係る相談支援体制の充実

基本目標 3

権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

基本施策 1 権利擁護に関する普及啓発

基本施策 2 権利擁護に関する相談支援

基本施策 3 民法に規定する後見制度および社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援

基本施策 4 法律職および関係団体等との連携促進

基本施策 5 後見事務の提供事業

計画の推進

本村の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、事業所、社会福祉協議会、行政（村）などを包含したすべての住民であり、お互いに連携し、一緒に取り組むことが重要です。

また、本計画は、庁内関係部署が相互に連携するとともに、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする関係組織・団体との連携を強化しつつ、施策を推進していきます。

飛島村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

令和7年3月

飛島村 民生部福祉課

住 所 〒490-1434

愛知県海部郡飛島村大字松之郷

三丁目 46 番地の 1

T E L 0567-52-1001

社会福祉法人 飛島村社会福祉協議会

住 所 〒490-1436

愛知県海部郡飛島村竹之郷

五丁目 43 番地

T E L 0567-52-4334